

井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会

第 1 1 回 通学部会

会 議 録

日 時	令和 6 年 1 0 月 2 3 日（水） 午後 6 時 3 0 分～午後 7 時 1 0 分	
場 所	三田ヶ谷公民館 講堂	
委 員	平野部会長、細村委員、崔岡委員、渡邊委員、関根委員、須永委員、吉田委員、赤坂委員、今成委員、末柄委員、斉藤委員、新井委員、蓮見委員、折原委員、飯塚委員	
事 務 局	米花教育総務課長、蓮見学校教育課長、平川教育総務課総務係長	
会議の内容	1 開会 2 部会長あいさつ 3 議事 （１）スクールバス運行経路・バス停位置について （２）スクールバス運行の手引き（案）について （３）その他 4 閉会	
会 議 録		
1 開 会	司 会 （教育総務課係長）	井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会 第 1 1 回通学部会を開会する。
2 部会長あいさつ	部会長	<部会長あいさつ>
	司 会 （教育総務課係長）	議事の進行については、部会長にお願いする。
3 議 事 （１）スクールバス運行経路・バス停位置について	部会長	議事に入る。本日の会議の目的は、スクールバスの運行経路・バス停位置の確認と、運行の手引き（案）について協議することである。
	事務局 （教育総務課長）	議事（１）スクールバス運行経路・バス停位置について、事務局より説明を求めた。 スクールバスを運行する(株)協同バスとともに、8 月 9 日にバスの試走を行った。そこで出た課題

		を整理し、10月2日に再度バスの試走を行い、資料2のとおりスクールバスの運行経路とバス停位置の案を定めた。運行ルートの変更はないが、バスの停車位置について、変更があるため説明する。 別添の2ページが、協同バスが作成した時刻表案である。これは、協同バスが独自にバスを運行し、バスの所要時間等の確認を行い、作成したものである。羽生東小のバス発着所となるJAほくさい旧羽生北支店に、午前7時55分に到着することを想定し、定めている。 各バス停における停車時間は、乗り降りする児童数により1～2分程度を見込んでいる。 ルートごとの登校時の出発時間及び所要時間の見込みについては、Aルートは北袋集会所を午前7時36分、所要時間19分、Bルートは三田ヶ谷一区を午前7時33分、所要時間22分、Cルートは榑トレンディーを午前7時32分、所要時間23分、Dルートは八幡神社を午前7時27分、所要時間28分である。バス停まで歩いてくる時間を考慮しても、当初目標としていた徒歩とバスで合計45分以内に収まると考える。 次に、各バス停について、前回までの協議から修正している部分について説明する。 バス停ごとに、停車位置及び航空写真を示している。 Aルートの出発地点は、協同バスの現地確認により北袋集会所とした。 北袋集会所では、バスの切り返しが必要となるが、出発地点とすることで待機児童の安全の確保や、運行時間の短縮が見込まれる。また、A-3神鳥バス停については、喜右エ門新田研修所への位置変更を検討していたが、研修所内でのバスの切り返しが複数回必要になることと、仮に1台でも車が駐車してあると切り返しが困難となるため、神鳥バス停のままとしている。なお、自治会
--	--	--

		長に依頼し、バス停までの送迎の際、喜右エ門新田研修所に車を停めることは支障がない旨を確認している。 次に、Bルートの出発地点となる三田ヶ谷一区では、バスが通行する部分について、建設課がアスファルト舗装を行う。写真の位置にバスを停車し、そのまま小屋を回り込みバスルートに戻ることになる。 B－2 キャッセ羽生は、三田ヶ谷二区バス停からの位置変更となる。キャッセ羽生から駐車場に駐車することについて了解を得ている。 B－3 三田ヶ谷消防センターは、第4保育所からの位置変更となる。第4保育所前では児童が乗り降りするスペースが確保できなかったことから、消防センター前にある「与兵エ新田バス停」を活用する。 B－4 藤野呉服店は、写真にあるとおり、県道がカーブしていることから、県道に設置してあるカーブミラーを確認して出発することとなる。この点について、バス事業者の問題がない旨を確認済である。 B－5 田舎教師像は、登校時、下校時とも同じ位置に停車する予定である。 次に、Cルートについてである。 C－2 松の木バス停は、バス停の位置に停車しようとする、丁字路にかかってしまうことから、登下校とも、バス停より手前で停車する予定である。特に登校時は、バス停よりかなり手前の民地にある車庫前の停車となることから、地権者の方に事情を説明し、了承を得ている。また、下校時については松の木集会所の建物前に停車する予定である。 C－4 ㈱ヤマックスについては、当初C－1の㈱トレンディーまで歩く予定であったが、平野部会長とPTAの取り計らいにより、バスの停車について㈱ヤマックスからの了承を得ることがで
--	--	---

		きたことから、新たに追加した。 次に、Dルートについてである。 D－2 沖については、沖バス停では、下校時に児童が降りるスペースが十分に確保できないことから、バスの停車位置を北側に約200m移動している。そのため、名称を単に「沖」に変更した。 D－4 名集会所については、登校時は集会所前に停車することができるが、下校時は児童が降りるスペースが十分に確保できないため、バス停車位置は、名集会所より約130m手前の道路が狭くなる部分のゼブラ帯としている。D－5からD－7については、これまでの協議の内容に変更はない。 羽生東小のバス発着所となるJAほくさい旧羽生北支店についてである。 バスの停車位置については、配置図のとおりである。JAほくさい旧羽生北支店は、1階部分を事務所として活用する予定があり、JA職員用の駐車場も確保する必要があることから、JA、協同バスと現地を確認し、こちらに決定した。また、倉庫前にある屋根付きスペースについても、一部を児童待機所として使用することについて了解を得ている。
	部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
	委 員	名集会所の下校時について、以前の協議内容ではもう少し集会所寄りの降車できるスペースに停まるという話だったが、それでは厳しかったということか。
	事務局 (教育総務課長)	図面上では停車できると考え、バス事業者と話をしてしたが、道路に接している部分であるため、目の前に停車するのは厳しいという話になった。

(2) スクールバス運行の手引き(案)について	委 員	要望だが、バス停付近の道路を子どもたちが頻繁に横断することを考慮し、横断歩道の薄くなった線の整備を行えないか。
	事務局 (教育総務課長)	警察に確認の上、協議する。
	部会長	議事の(2)について、事務局から説明を求めた。
	事務局 (教育総務課長)	資料1 スクールバス運行の手引き(案)についてである。 前回協議した中で、意見として出たものや新たに修正した部分について、説明する。 2 ページの(6) 運行車両のシートベルトについてである。シートベルトは、通常の座席部分は3点式、補助席部分は2点式となる。そのため、今後、スクールバス利用申込みにより、バス停ごとに乗車してくる児童の学年等を配慮し、高学年の児童については、なるべく補助席の使用となるよう調整する。 3 ページ(その他)の二つ目の丸印、乗車定員についてである。 バス自体の定員は29名であるが、運転士1名と年度当初10日間の添乗員1名分を差し引くと、児童定員は27名である。昨年の段階から、定員が超えないようにルート設定をしているが、スクールバス利用申込状況により、児童定員を超えるバスが出てくる場合は、乗り降りするバス停について調整する必要がある。 4 ページの(6)、児童の降車確認についてである。 前回会議において、児童の乗降確認を紙の名簿でなく、タブレットで行えないかとの質問があった。協同バスに確認したところ、児童それぞれの

	乗降確認はできるものの、児童の乗降を一覧表にするシステムは対応していないとのことだった。そこで、現在、協同バスが、この一覧表を表示できないか、システム改修の検討を行っている。 5 ページの連絡事項（４）についてである。 前回までは、「欠席の場合は、バス事業者及び学校に御連絡ください。」としていたが、「欠席の場合、登校時にスクールバスに乗車しない場合は、学校に御連絡ください。」に修正している。これは、現在のところ、バス事業者に連絡が入っても、バス事業者から学校に連絡する体制がないこと、また、欠席者がいる、いないにかかわらず、バスは定刻出発となること、また、保護者が学校とバス事業者の２か所に連絡することの負担を考慮し、学校にのみ連絡することとした。また、欠席時と同様にスクールバスに乗車していないことを学校が把握することで、スクールバスの降車確認をより確実に行うため、出席するがスクールバスに乗車しない場合も学校に連絡することとした。 6 ページの５運行に関する留意事項（２）ＩＣカードについてである。 児童一人ずつにＩＣカードを配布するが、カードケース自体は附属していないため、保護者に準備してもらう必要があることから、記述を追加している。また、カードを紛失した際の再発行までの期間について、前回２～３日程度で可能ではないかと回答したが、協同バスからは１週間程度は必要との回答があったため、訂正する。 7 ページ、バス通学１２のやくそくの⑥についてである。 「窓から顔や手を出さない」部分について、「窓を開けない」とする意見があったが、協同バスから、換気のため窓を少し開けたまま走行することも想定されるとの回答があった。そのため、一部記述を追加した。本手引きについては、本日の協
--	---

		議を基に修正し、可能であれば、保護者からのスクールバス利用届出書の提出を１２月中に依頼できるよう調整したい。
	部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
	部会長	スクールバス利用届出書について、「利用しない」選択肢をとった場合、例えば、迎えが遅れるから子どもを待たせておいてほしい、といったことが起こる懸念がある。学校側の負担になるため、基本的に利用することとするような、対応策は考えているか。
	事務局 (教育総務課長)	確実に利用しない児童を把握しておきたい旨の話がバス事業者からあったことから、「利用しない」選択肢を残した。利用しない場合は、保護者が責任を持って登下校させる必要があるが、それが果たされず学校側の負担になるようであれば全員利用するよう修正する。
	委 員	バス利用に対する保護者の関心は非常に高い。スクールバス利用届出書の提出を１２月中に依頼する場合、誰が保護者に説明し、書類を配布するのか。説明しなければ様々な解釈が生まれるため、学校に問合せが来た際に学校によって回答が異なることは避けたい。
	事務局 (教育総務課長)	各校長に相談予定であるが、１１月中にＰＴＡが集まる機会がないと聞いている。１月中に届出資料を用意しなければ、バス事業者が行うＩＣカードの登録が遅れてしまうため、何かの機会に合わせて説明を行いたいと思っている。
	部会長	三田ヶ谷小は、１１月３０日午前中にふれあい参観がある。

	委員	村君小は、１１月２日午前中に学校公開がある。
	委員	２月の入学者説明会では間に合わないのか。
	事務局 (教育総務課長)	ＩＣカードを作らなければならないため、間に合わない。説明については、今後検討する。
	部会長	新入生の保護者への説明はどうするのか。
	事務局 (教育総務課長)	２月の入学者説明会で間に合うかはバス事業者と協議し検討する。
	委員	井泉小は北袋地区限定であるため、該当者を集め、そこで説明をした方が良い。
	委員	昨日、行田市立忍小に訪問した際の情報提供である。再編成前の中央小最後の年度と再編成後の忍小１年目で校長を務めた方と話をする機会があった。中央小から忍小になって１年目で質問やトラブル、苦情が多くあったが、そのうちの半数がスクールバスに関するものであった。やはり、スクールバスは、新校運営にあたって大きな関心を集めているため、慎重に進めた方が良いと思った。 また、行田市の場合、スクールバスに関する質問やトラブル、苦情は、全て学校ではなく教育委員会の窓口が受けたとのことだった。今後、窓口対応についても教育委員会と相談したい。
	部会長	苦情の内容はどういったものがあったか。
	委員	最も多かった苦情は、定刻どおりにバスが到着しないというものだった。それ以外には、バスの中で騒いでいる児童がいるのに、運転士が全く注意しないというものや、地域の方から運転士につ

		いて、一時停止をしていないところがあることや、実際には法定速度で走っていても、スピードを出し過ぎているといった苦情も寄せられた。また、バスが早く到着し、定刻前に出発してしまい、子どもが置いて行かれたというものもあり、細かい部分でトラブルや苦情が頻発したとのことだった。 質問については、行田市では1年単位でバスの利用有無を管理しているが、初めはバスの利用を拒否していた保護者が、途中からバスの利用を希望し、対応に苦慮したとのことだった。 ＜情報提供を受け、意見交換＞
	部会長	I Cカードのケースを、P T Aで贈れないか。
	委員	三田ヶ谷小、村君小は良いが、井泉小は一部の児童のみであるため、不公平になる。
	部会長	各校での対応でよいか。
	事務局 (教育総務課長)	こちらでは用意することはできない。熊谷市では統一したパスケース用意したが、結果、好きなケースを自分で購入し、使っている児童が多かったと聞いている。
	委員	新校の授業の時間割表はもう組まれているか。下校時間によって、登校時のみ利用し、下校時は迎えに行く家庭もあると思う。
	事務局 (学校教育課長)	まだである。
	委員	下校時刻がある程度分らないと、登下校どちらも利用すると決めづらい。時間帯によっては、登校時のみ利用するという人もいると思う。下校

		の２便について、大体の時間はわからないのか。
	事務局 (教育総務課長)	現段階では、５時間目、６時間目終了後の、１５～１６時出発くらいかと思われる。
	委員	現在の井泉小の授業の時間割に沿う予定か。村君小では５時間目が終了するのは１４時１５分であり、時間の差がかなりある。
	委員	井泉小は１４時２０分に５時間目が終了し、下校はその１５分後くらいである。
	事務局 (教育総務課長)	バスの利用の有無について、保護者の判断が難しい場合には、利用する旨で届出書を提出してもらい、後に利用しないことが決まった場合には、変更届を提出してもらえば良いと思う。
	部会長	習い事や塾など相手側の都合で予定が変わることもあるため、事務局の対応案でよいと思う。
	事務局 (教育総務課長)	確実に利用しないとわかっている場合は「利用しない」、判断がつかない場合は「利用する」で提出してほしい。
	委員	帰りにその日だけ迎えに行く場合はどうしたら良いか。
	事務局 (教育総務課長)	その場合はその日のみバスを利用しない旨を学校に申し出れば良い。また、仮に申し出なかったとしても、バスは定刻で出発する。
	部会長	細かい設定はせず、利用する、しない程度にとどめておいた方がよい。 現段階で下校時に必ず迎えに来る家庭はあるか。

	委員	村君小は児童数が少なく、一緒に帰れる児童も少ないため、迎えに来る家庭がほとんどである。
	委員	降雪時もバスは運行するのか。
	事務局 (教育総務課長)	例年の羽生市での降雪量であれば、問題ない。
	委員	幼稚園のバスは、少しの降雪でも止まってしまう、保護者が送迎しなくてはならない場合がある。休校にならなければ大丈夫ということか。
	事務局 (教育総務課長)	学校が休校しない限りは運行することになっている。
	委員	悪天候等で登校時刻が後ろ倒しになる場合、その時刻に合わせてバスの時刻も変更して運行するのか。
	事務局 (教育総務課長)	そのとおりである。時間の変更が分かった段階でできる限り早くバス事業者に連絡する。
	委員	通常のバスの時刻表は、教育委員会が作成したが、登校時刻が変わった場合、学校が変更後のバスの時刻表を作成し、保護者に連絡するのか。
	事務局 (教育総務課長)	そのとおりである。
	部会長	バスの利用届出書の「利用する」選択肢について、例えば、登校時のみ利用する場合、下校時は月～金曜日の全曜日で利用しないという認識でよいか。
	事務局 (教育総務課長)	そのとおりである。月～金曜日のいずれか1日でも利用する場合は、「利用する」選択肢を選ん

(3) その他	部会長	でもらう。 議事(5) その他についてあるか。 <特になし>
	部会長	次回の会議の日程について、事務局の説明を求めた。
	事務局 (教育総務課長)	羽生東小スクールバスの運行経路・バス停位置は報告のとおり決定し、再編成準備委員会に報告する。スクールバス運行の手引き(案)については、実際に運行しながら修正が入ることはやむを得ないとする。利用届出書の提出について、11月2日に村君小、11月31日に三田ヶ谷小の保護者に説明する。井泉小の北袋地区については、保護者に直接連絡する方法等を検討し、地区での説明を考えている。その内容で問題なければ、通学部会で協議すべき内容は、ほぼ決定することができたため、本日の会議がおそらく最後となる。 令和4年10月12日(水)に第1回会議を開催してから2年間、11回にわたる協議を重ねていただき、御礼申し上げます。 スクールバスの運行開始後も、子どもたちの登下校の見守りについては、PTAや地域の方々をお願いする部分が多いと思う。引き続き協力をお願いしたい。
4 閉会	副部会長	本日の議事を終了する。
【配布資料】 資料1 第11回通学部会 羽生市立羽生東小学校スクールバス運行手引き(案) 資料2 羽生市立羽生東小学校 スクールバス運行経路図・バス停位置図 別添 羽生市立羽生東小学校 スクールバス運行経路図・バス停位置図		